

平成31年度 保健所 業務計画

基本理念2	いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり
政策目標7	だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち

1 平成31年度における部局の経営方針

保健所運営のあり方について検討を行うことで、より身近できめ細かな保健衛生サービスを提供するとともに、保健所内の情報共有に努め、各課横断的な取組を推進し、所内職員の仕事の効率化を図ります。

予期せぬ感染症の発生予防とまん延防止、自殺対策の計画的な推進、食品の安全を確保するための監視・指導による市民の健康被害の防止、衛生的な生活環境の確保や動物愛護の取組の支援などを通じて、地域の公衆衛生を支えます。

保健・医療の基盤を維持・充実し、疾病の予防や早期発見・早期治療を推進することで市民の健康を守ります。また、市民自ら健康に関心を持ち、健康管理に努めるよう意識啓発を行います。

災害時の医療のあり方を再検討するとともに、地域に必要な医療体制の構築及び地域医療の充実を図ります。

母子保健事業を充実させ、子どもも親も健康な生活を送り、子どもを生き育てやすい環境づくりを進めます。

「働き方の見直し」による「ワーク・ライフ・バランス」の取組を積極的に取り入れ、所内職員が働きやすく、風通しのよい職場を目指します。

2 平成31年度業務の目指すべき方向性と重点事項

茅ヶ崎市保健所として、引き続き保健衛生サービスの充実を図るため、保健所内外の連携強化を図ります。また、平成30年度に実施した保健所運営に関する評価及び検証の結果を参考に、市保健所が安定的に運営することができるよう引き続き保健所業務のあり方について検討を行うとともに、新たな保健所庁舎整備の検討を行います。

新型インフルエンザ対策事業に加え、医療継続体制の構築を検討し、エボラ出血熱やMERS等の輸入・新興感染症等、健康危機管理体制の整備・充実を図ります。

風しん抗体検査対象者拡大に関する事務を円滑に実施し、風しん感染拡大防止に努めます。

措置入院者の退院後支援について、関係各課及び関係機関と連携し、支援体制整備に取り組めます。

地域の実情に応じた自殺対策計画に基づき効果的な自殺対策を推進します。また、庁内関係課や関係機関と連携を図りながら、自殺対策の普及啓発に努めます。

地域包括ケアの推進に向けて、住民、関係機関から在宅医療介護についての相談を受け、連携を図るとともに、医療福祉介護等関係者の人材育成を図り、支援体制の充実に取り組めます。

新たに整備した地域医療センターにおいて、休日・夜間急患診療事業を実施するとともに、寒川町と地域医療センターの広域利用に係る協定を締結します。また、患者・住民の苦情、心配や相談を受ける「医療安全相談窓口」を設置し、地域医療の充実に取り組めます。

感染症の発生予防と発生した際に疫学調査を行うなど、まん延防止に取り組めます。また、難病の患者及び家族への相談支援を実施し、地域の実情に応じた専門性の高い疾病対策に努めます。

管内の環境衛生を確保するため、法令に基づき、環境衛生営業施設、薬局や医薬品販売業者等の監視指導のほか、迷い犬の捕獲、抑留、所有者への指導等を実施します。

食品衛生法の規定や平成31年度茅ヶ崎市食品衛生監視指導計画等に基づき、食中毒予防対策事業を実施し、食の安全の確保に努めます。

妊婦健康診査費用の補助額を増額し、経済的負担を軽減します。また、各種母子保健事業の集団・個別指導を通して、子どもの成長発達を促し、保護者が安心して子育てできるように支援します。

市民の健康づくりを推進するため、生活習慣病予防の啓発及びがん検診事業等を実施するとともに、食育に関する正しい知識の普及に努めます。